

掛川市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成27年12月11日

掛川市監査委員 横 山 茂 明

掛川市監査委員 大 石 與 志 登

財政援助団体等監査結果について

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2 監査の対象
 - (1) 茶品評会出品対策事業補助金 2,780,000円 (フォローアップ)
 - ア 交付団体 掛川市農業協同組合
 - イ 所管課 お茶振興課
 - (2) 遠州灘砂の祭典開催補助金 870,500円 (フォローアップ)
 - ア 交付団体 大東町商工会
 - イ 所管課 商工観光課
 - (3) 老人クラブ補助金 8,009,000円
 - ア 交付団体 掛川市老人クラブ連合会
 - イ 所管課 高齢者支援課
 - (4) 老人クラブ連合会補助金 4,760,000円
 - ア 交付団体 掛川市老人クラブ連合会
 - イ 所管課 高齢者支援課
- 3 監査の期間 平成27年8月24日から平成27年11月24日まで
- 4 監査の範囲 平成26年度に執行された補助金交付に係る出納その他の事務
- 5 監査の主な着眼点
 - (1) 補助金の交付根拠となる交付要綱は、適正に整備されているか。
 - (2) 補助金は、交付要綱に基づき、適正な交付手続により交付・受領されているか。
 - (3) 交付された補助金は、補助対象事業以外に流用されることなく、団体の会計帳簿等により適切に執行されていることが確認できるようになっているか。
 - (4) 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
 - (5) 補助金交付団体への指導監督は、適切に行われているか。
 - (6) 前年度監査における指摘事項等が改善されているか。・・・上記2の(1)(2)のみ該当

6 監査の結果

各補助金別の監査結果については、後述するが、一部に指摘事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

7 個別の監査結果

(1) 茶品評会出品対策事業補助金（フォローアップ）

ア 交付団体 掛川市農業協同組合

前年度の指摘事項については改善され、その他の会計事務についても適正に処理されていると認められた。

<前年度指摘事項>

- ・ 事業目的とは異なる農業協同組合の経常経費が、一部補助金対象経費に充当されていたが、茶品評会出品対策事業に要した経費分のみを、利用割合等により按分積算し、補助対象とすること。
- ・ 当該年度以外の支出が含まれていた。事業対象経費であっても対象外とすること。
- ・ 実績報告の提出が、交付要綱に謳われた期日に1ヶ月遅延していた。

（実情、3月まで補助事業の執行があるため、所管課において要綱改正にて対応）

イ 所管課 お茶振興課

前年度の指摘事項についてはおおむね改善され、その他の交付事務についても適正に処理されていると認められたが、「補助対象経費を明確にすること。」については、未履行であった。早期に実行され、事務の効率化と補助対象事業効果の向上に努められたい。

<前年度指摘事項>

- ・ 所管課は、農業協同組合の経常経費の按分充当、当該年度以外の支出の除外等について、交付団体を指導するとともに、完了報告時の検査機能を確立し、交付額算定に努めること。
- ・ 交付要綱・内規等により、補助対象経費を明確にすること。
- ・ 実情に合わせ、交付要綱上の実績報告の提出期限を3月末日にすること。

(2) 遠州灘砂の祭典開催補助金（フォローアップ）

ア 交付団体 大東町商工会

前年度の指摘事項については改善され、その他の会計事務についても適正に処理されていると認められた。

<前年度指摘事項>

- ・ 対象事業費が減額された際、市の補助金をそのままに自主財源のみを減額していたため、市の補助金を減額すること。

イ 所管課 商工観光課

前年度の指摘事項については改善され、その他の交付事務についても、適正に処理されていると認められた。

<前年度指摘事項>

- ・ 交付要綱・内規等により、補助対象経費を明確にすること。

(3) 老人クラブ補助金

ア 交付団体 掛川市老人クラブ連合会

補助対象事業の執行については、おおむね適正であると認められたが、収支決算における繰越金の比率が高く、補助金を大きく上回っている単位老人クラブが、複数見受けられた。計画に沿った事業の実施、参加人員の増加策等により、補助効果の更なる向上に努められたい。

また、一部の単位老人クラブにおいて領収書等の不備が見られた。支払証明書の作成、領収書保管等、適正な会計処理に努力されたい。

イ 所管課 高齢者支援課

次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- ・ 補助事業に要する経費配分を当初計画から20パーセント以上変更実施した単位老人クラブが複数存在したが、所管課において、補助金交付要綱に謳われた変更交付申請書が未受理であった。要綱の周知と指導の徹底を図り、適正な事務処理をすること。
- ・ 収支決算における繰越金の比率が高く、補助金を大きく上回っている単位老人クラブが、複数見受けられた。事業の充実策等を指導することにより、補助効果の向上、繰越金の低減に努めること。
- ・ 一部の単位老人クラブにおいて、支出額と添付された領収書等の不整合が見られた。所管課は、帳票類の作成・保管についての共通ルールを定め、チェックを行った上で、完了報告を受理すること。

以上について、改善を行い、交付団体に対する監督・指導を徹底し、補助金の趣旨に沿った適正な事務執行に努められたい。

(4) 老人クラブ連合会補助金

ア 交付団体 掛川市老人クラブ連合会

補助対象事業の執行については、おおむね適正であると認められたが、帳票類に記載もれ、押印もれ等の軽微なミスが見受けられたことから、適正な会計処理に努力されたい。

また、本部及び3支部の事業費を補助対象経費としているが、相互間にお金の流れが発生し、対象経費が不明瞭となっているため、対象経費の明確化に努められたい。

イ 所管課 高齢者支援課

次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

- ・ 補助金交付団体の会計処理において、帳票類に記載もれ、押印もれ等が散見されたことから、完了報告時における帳票類の提出を義務づけ、適正な会計処理につながるよう指導の徹底を図ること。
- ・ 本部及び3支部の事業費を補助対象経費としているが、相互間にお金の流れがあり、対象経費が不明瞭となっている。交付団体に委任することなく、所管課の検査機能を確立し、除外すべき経費を認識することにより、正確な交付額算定に努めること。

以上について、改善を行い、交付団体に対する監督・指導を徹底し、補助金の趣旨に沿った適正な事務執行に努められたい。